

長 水 監 第 5 号
平成 28 年 6 月 30 日

長門川水道企業団
企業長 岡田 正市 様

長門川水道企業団代表監査委員 山本 博久



長門川水道企業団監査委員 小久保 五一郎



平成 27 年度長門川水道企業団資金不足比率審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された平成 27 年度長門川水道企業団水道事業会計に係る資金不足比率審査結果及び意見は下記のとおりである。

記

1 審査の対象

平成 27 年度長門川水道企業団水道事業会計

2 審査の期日・場所

平成 28 年 6 月 30 日（木） 長門川水道企業団会議室

3 審査の方法

この資金不足比率審査は、企業長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

4 審査の結果及び意見

(1) 総合意見

審査に付された平成27年度決算に基づき算定した資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に処理されているものと認められる。

平成27年度長門川水道企業団水道事業会計

会計の名称	資金不足比率	備 考
水道事業会計	—	

注) 資金不足を生じなかった会計は、「—」と記載

(2) 個別意見

水道事業会計について、資金不足額は算出されず良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。